



入門申込書

支部登録No.

記入年月日 20 年 月 日 稽古開始希望日 20 年 月 日

登録道場 いずれかに○	横浜本部(阪東橋)	戸塚	本牧	東戸塚	上大岡	泉	金沢
----------------	-----------	----	----	-----	-----	---	----

※別紙、『会員登録に関する重要事項(入門誓約書)』の
内容を確認し、同意します。

入門者署名(未成年は親権者)

フリガナ			身長	
氏名				cm
ローマ字(ヘボン式)			体重	
生年月日	西暦	年 月 日	血液型	型
満年齢	歳	どちらかに○	未婚	既婚

写真を貼付

縦4cm 横3cm

本人、単身、
無帽、正面胸上

住所	〒 _____	自宅の最寄駅	
アパート・マンション名 部屋番号まで記入			

↓↓↓道場からのお知らせ及び緊急時の確実な連絡のために該当する欄は漏れなく記入して下さい↓↓↓

電話番号	()	FAX	()
携帯電話	()	← 本人・父・母・その他()	
	()	← 本人・父・母・その他()	
メール			

↑↑↑※家族会員の場合、会員1名ごとにそれぞれ個別のアドレスが必要です

勤務先名 又は学校名		学年		最寄駅	
---------------	--	----	--	-----	--

緊急連絡先 (自宅・携帯以外に希望がある場合のみ)	住所	
	電話番号	

☆紹介者名	→	☆入門特典の希望	→
-------	---	----------	---

< 以下 道場使用欄 >

受付日・担当	MBS	稽古開始mail	初回受領現金	
			入門料	
面談	仮登録	本登録	月会費	
			道着	
			サポーター	
審査手引/瓦版	写真	mail登録	少年出席表	責任者連絡

入門申込書の送信先

◇メール(写真・PDF等を添付)

nyumon@kyokushin-yokohama.com

◇FAX・・・045-730-2752

入門申込書送付アドレス



極真会館No.		
SH移籍報告	移籍時級段位	級段位取得日
備考		

入門誓約書

- ①道場の稽古、設備環境の安全には万全をきしていますが、道場内での事故・怪我等には極真会館及び当道場は責任を負いませんので、自分の責任において諸注意を守り、気を引き締めて稽古に参加すること。

※(病歴・持病がある場合は下のアンケート欄に明記のこと)

- ②常に極真空手修業者としての自覚を持ち、平素の生活においても道場生として恥じない言動に努め、極真会館及び道場の名を傷つける事をしないこと。
- ③自主退会・破門・除名以外は永久会員とする。自主退会を希望する場合は退会したい月の15日までに道場所定の退会届を提出すること。(記録の残らない口頭での申し出は認められない)
また、道場使用の有無にかかわらず、未納の月会費(道場使用料)がある場合は清算すること。
- ④休会(1ヶ月単位)を希望する場合は前月の15日までに所定の休会届を提出すること。
※休会費は1ヶ月¥2,000(税別)
- ⑤休会・退会ともに、届けがない場合は道場使用の有無にかかわらず通常通りの月会費(道場使用料)の支払い義務が生じるので諸届けは忘れずにすること。
- ⑥入門時の特典・割引は、新規入門者が横浜港南支部で1年(12ヶ月)以上継続(休会月は除く)することを条件に適用する。従って、入門日から1年以内の退会・移籍の場合、又は極真会館への新規入門ではないことが判明した場合は、本特典の適用を取消し割引相当額全額を道場に支払うこととする。
- ⑦その他、道場の規定を遵守して稽古し、また規定の変更・追加があった場合もそれを遵守すること。

私儀、入門に際して上記の規約を承諾し遵守の上稽古に励む事を誓い、以下に署名致します。もし上記事項に反した場合は謹慎・破門・除名の処分を受けても意義を申し立てません。

20 年 月 日

国際空手道連盟極真会館 館長 松井章奎 殿

神奈川横浜港南支部 支部長 羽田シゲル 殿

氏名

保護者氏名

(未成年者のみ)

入門者アンケート

- ◆病歴・持病はありますか? ☐ある[具体的に: _____] ☐ない
- ◆極真会館横浜港南支部への入門のきっかけは?《一番のきっかけを1つだけ》
- ☐道場の看板を見て ☐インターネットのサイトを見て ☐ポスター・チラシを見て ☐TV番組を見て
☐電話帳広告 ☐書籍(書籍名: _____) ☐大会を見て
☐移籍・再入門(前支部・道場: _____) ☐その他(_____)
☐友人・知人・家族からの紹介(紹介者名: _____)
- ◆入門の目的は?《いくつかでも》
- ☐健康増進のため ☐ダイエットのため ☐自信をつけたい ☐精神を鍛えたい
☐強くなりたい ☐大会で活躍したい ☐礼儀作法を身につけたい ☐護身に役立てたい
- ◆極真空手修行での貴方の目標は? [_____]
- ◆稽古していく上で特に心配な事・要望等 [_____]
- ◆武道暦・運動歴があれば(種目・年数・実績などを具体的に)
 【 _____ 】

月会費は口座引落しでお支払いとなります。

当道場は、月会費の収納事務を明治安田収納ビジネスサービス株式会社に委託し、口座自動引落しにてお支払い頂いております。入門に際しては以下の事項をご確認の上、

◎裏面の『預金口座振替依頼書』に記入・捺印をお願いいたします。

預金口座振替依頼書のご記入・ご提出

- (1) ゆうちょ銀行・各種銀行（信用金庫）が引落とし口座に指定できます。
※一部ご指定頂けない金融機関があります。
- (2) 用紙（裏面）の太枠内に黒のボールペンでご記入下さい。（フリクションペンは不可）
 - ・指定口座欄は、預・貯金通帳をご確認のうえ正確にご記入ください。
 - ・「ゆうちょ銀行以外の金融機関」または「ゆうちょ銀行」のどちらか1つをご指定下さい。
 - ・ゆうちょ銀行をご指定の場合、「番号」は、末尾の“1”が右端になるようご記入下さい。
- (3) 金融機関お届け印にて2ヶ所に鮮明にご捺印下さい。
捺印をし直す場合、印影同士が重ならないよう離して下さい。
訂正がある場合、訂正箇所には二重線を引いて、その上に金融機関お届け印を押印して下さい。
- (4) ご記入いただきました『預金口座振替依頼書』は稽古開始手続き時に道場にお持ち下さい。
※銀行・郵便局にはお出しにならないようご注意下さい。
- (5) 既に家族が入門されている方は本書類の提出は不要です。（同じ口座から一括引落とし）

口座引落としについて

- ◇ 通常、入門した月とその翌月の月会費を稽古開始手続きにて現金でお預かりしますので、口座引落としは3か月目から開始となります。
- ◇ 引落としは前月の27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）ですので、前日までに残高をご確認下さい。
- ◇ 通帳の摘要欄には「MBS. キョクシンカラテ」と印字されますことをご承知おき下さい。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

銀行・信用金庫・労働金庫 信用組合・農協・漁協	御 中	記入日(西暦)	年 月 日
----------------------------	-----	---------	-------

収納代行会社名	明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS)
---------	--------------------------

適用振替年月日	年 月 日	委託者番号	9 1 0 0 0 1 5 3 3 4
委託団体名	国際空手道連盟極真会館横浜港南支部		
顧客番号(左づめ)			

※振替(払込)日は、12日または27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

下記項目は、預・貯金通帳等をご確認のうえ正確にご記入ください

どちらかに○をつけてください

指定 口座	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店 出張所	金融機関番号	店舗番号	預金種目 普通(総合) 1 当座 2	口座番号(右づめで記入)
	ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6	契約種別コード 3 0	記号(※のうちの3桁をご記入ください ※科目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右づめで記入)	
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田収納ビジネスサービス株式会社	払込金の種別	集金 30
	カナ預金者名					
	預金者名	(法人名の場合は金融機関お届けの肩書・代表者名もご記入ください。)				

金融機関
お届け印
(サイン)

※ゆうちょ銀行の場合
捺印不要
捺印

お客様名	カナ	
	漢字	
	電話番号	()

契約者および預金者は、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を収納代行会社として、下記の「預金口座振替規定」および「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、口座振替を依頼します。

(金融機関へお願い) この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載事項に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。
(〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

金融機関 使用欄	不備返却事由		検 印	受 付 印 取扱店日附印
	1 預金取引なし	3 印鑑相違	印鑑照合	
	2 記載事項等相違	4 印鑑不鮮明		
	ア. 店名	5 該当口座なし		
	イ. 預金種目	6 口座解約済		
	ウ. 口座番号	7 その他		
	エ. 口座名義	事由		
[字体相違、代表者名漏れ、フリガナ記入漏れを含む]				
オ. 金融機関番号・店舗番号				

— 預金口座振替規定 — ゆうちょ銀行は除く(注)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

(注)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

個人情報の取扱いについて

当社の個人情報の利用目的は、口座振替による料金等の集金代行・支払業務とこれに付帯関連する一切の業務であり、その範囲内で取扱います。

なお、当社の個人情報保護方針は、ホームページ(<http://www.mbskk.co.jp/>)をご覧ください。

国際空手道連盟 極真会館 会員登録に関する重要事項

1. 身分証明証の確認

国際空手道連盟極真会館 各道場への入門 IKO ポータル登録には、下記の条例・法律に基づき入門者の身分証明証（未成年者の入門には保護者の同意が必要）を確認させていただきます。

（平成 19 年 6 月 19 日 犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について』 ）

（平成 20 年 3 月施行の法律 『犯罪収益移転防止法』警察庁管轄の法律 ）

いずれも国民生活や企業の安全と平穏を確保し、経済活動の健全な発展に寄与する事を目的として制定されたものですが、国際的な組織活動を行う極真会館としても適確に対応して行く事が必要です。社会性の維持、各種事案への対応と対策強化の観点からも、入門者の身分証明証（未成年者が入門の場合には保護者同意の確認を行います。）の確認を必須とさせて頂き「国際空手道連盟 会員登録に関する重要事項」に同意頂く事で、本重要事項記載以外の対応・受付は原則的に出来ない事を御理解のうえ申込くださいますようお願い致します。

※ なお、個人情報保護法は、お預かりした個人の情報を保護・管理する為の法律であり、極真会館が入門希望者の身分証明証確認を行う事とは内容の異なる法律ですので、身分証明証の提示を宜しくお願い致します。

2. 極真会館メディカルサポート制度

本制度は、極真会館会員の皆様が安心して空手活動に取り組めるよう、医療サポートや保険制度等の各種サービスを提供するものです。また、これらの活動を通じて、会員の皆様や社会との信頼関係を築き、極真会館全体の社会的評価の向上および永続的発展に寄与しています。

本制度は、極真会館会員の全員に加入が義務付けられています。

【おもなサービス内容】

- ① 大会等における医師および医事スタッフの派遣等、各種医療サービスのご提供
- ② 日本一般臨床医矯正研究会（JOSG）公認マウスガードの普及、道場における AED 設置の普及促進など、組織内安全対策の強化・推進
- ③ 大会出場選手に対するドーピング検査の実施、アンチ・ドーピングに関する正確な知識の普及など、アンチ・ドーピング活動への積極的な取り組み
- ④ 災害補償および賠償金補償制度による会員サポート

【加入手続き】

IKO ポータルで選択して頂いた年会費納入方法（選択頂ける納入方法は後述）より制度加入料金を納入して頂きます。

【加入料（年額）】

大人（15 歳以上）・・・3.800 円 小人・・・2.800 円

※年度期間中のご入会でも、年額をお支払いいただきます。

【加入期間および更新】

4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

次年度の加入料は毎年2月にIKOポータルで選択して頂いた年会費納入方法で納入して頂きます。
※次年度以降は、所定の期日までに退会のお申出がない限り自動更新となり、翌年度の加入料を納入していただきます。〔詳細は6.退会届を参照〕次年度の加入料を納入後（請求中）に退会する事由が発生しましても請求中・お振込済の加入料の払い戻しなど出来ません。

3. 会員登録制度（IKOポータルへの登録）

(1) 会員登録

国際空手道連盟極真会館の支部で入門手続きをとられた方は、会員登録申込（IKOポータルへの登録）・年会費を納入して頂く事で正式な会員として登録されます。登録後は会員としての資格・活動状況が記録されます。IKOポータルへ登録が無い場合・年会費納入が無い方は極真会館の会員として認められない為、道場生としての稽古・昇級・昇段などの各種認定手続きや選手権大会への出場は認められません。

登録完了後は、極真会館総本部・入門した支部の支部長・会員が登録された情報を共有する事になります。

(2) 会員登録完了の時期（IKOポータルは2種類の決済方法のうち1つを選択頂きます。）

・クレジットカード決済・・・お手持ちのクレジットカードで会費等の決済手続きが即時で行なえます。その時点で、会員番号が発番され自分の会員登録状況を確認・変更などが行えます。

・バーチャル口座への振込・・・指定された口座へ表示された金額をお振込頂きます。（振込手数料は会員様ご負担）この登録方法は、入門者の方が指定口座への年会費振込が完了するまで、会員登録は未登録の状態の為、極真会館本部・入門手続きをとった道場でも会員として承認していない事になります。

指定口座への速やかな入金が必要な登録方法となります。

(3) 登録の自動更新

次年度以降、退会希望の届けが無い限り、毎年一回、カード決済または指定口座への振込入金により登録は継続されます。本会より退会確認の連絡は行いません。〔詳細は6.退会届を参照〕

(4) 年会費（極真会館総本部へ納入）

初回・登録更新の年会費は本来、入門時に現金でお支払い頂くものをIKOポータルで選択された納入方法で、それぞれの請求に対して納入頂く事になります。また、IKOポータル登録後すぐに退会の事由が発生しても、その時点で請求対象となっていて各クレジットカード会社の請求書通りにお支払い頂く予定の代金や、お振込後の代金については、退会承認後であっても年会費等の払い戻しはされず、次年度からの停止となります。また、この場合、年会費が納入されたという理由で退会届の解除も行いません。

【 年額 】

- ・ 普通会员…10,500円（うち税500円）
- ・ 家族割引適用者…15,750円（うち税750円 同一世帯の家族に限る）
- ・ 家族である事の確認〔住民票写しなど確認し極真会館総本部が家族と承認した場合〕をさせて頂く場合があります。

※ 年会費納入者は、支部の移籍・再入門が可能で、その際の手続き料も免除されます。
また、全国支部でビジターとして稽古に出席が可能です。

(5) 年会費納入方法

I K Oポータルには2通りの決済手続き方法があります。

○クレジットカード決済・・・お手持ちのクレジットカードで会費等の決済手続きが即時で行なえます。即時決済は通常のお買物などと同様ですが、後日クレジットカード会社からの請求書の通りにお支払い頂きます。

○バーチャル口座への振込・・・指定された口座へ表示された金額をお振込頂きます。(振込手数料は会員様ご負担)

(6) 入門料・月会費（所属支部へ納入）

入門料（入会費）・・・入門時に所属支部へ納入。（年会費とは別。）

道場使用料（月会費）・・・所属支部へ毎月納入。

また、月会費として発生する時期・期間（例：何日～何日までが1ヶ月分使用料であるか等）は入門した支部が設定。

※月会費は各支部が設定している為に金額表記をしていません。

(7) 年会費納入月の設定

年会費納入月は初年度の年会費が納入された月に設定します。

例：初回年会費納入月が4月の場合、毎年同月の納入（4月に未納があり、6月に納入されても、翌年の納入月は4月となり、6月にはなりません。）

(8) 欠格事項（留意事項）

- 国際空手道連盟極真会館は支部に入門を希望する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力に属している事が明らかな場合、その者の入門を受け付けない。（平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ『企業が反社会勢力による被害を防止するための指針について』に基づく。以下、『暴力団等反社会的勢力』という。） 入門後、上記事情が判明した場合は当然に除名処分となる。
- 上記事情にて除名処分を行う場合は、一度納入された（請求中の金額については引き落としとなった場合）入門にかかわる費用・月会費・年会費などの返金は一切行わない。
- その他、国際空手道連盟極真会館は、会員として品位のない言動・行動などがあり、注意・勧告などにも従わない者は極真会館の会員として相応しくない者と判断し、会員・道場生としての資格の抹消を行なう。又、それまでに納入された費用・月会費・年会費などの返金は一切行わない。

4. 年会費納入期限と未決済・未納

クレジットカードで納入される場合の決済日

- 初年度は会員登録を進める中で表示される『極真会館会員様カード情報入力』の画面で情報を入力して頂き、登録が完了した時点でクレジットカード決済を即時行い、年会費の納入が完了いたします。
- 次年度以降は、年会費納入月として設定された月の27日を決済日とし、実際のお支払いについては登録されたクレジットカード会社のお支払日に準拠します。

指定口座に振込で納入される場合の納入期限

- 初年度は、振込での年会費納入が確認出来た時点で会員として正式に登録されます。
- 次年度以降は、年会費納入月として設定された月の27日を納入期限と設定します

年会費が未納と確認された場合

- 支払い状況などによりクレジットカードの会員資格を喪失した場合や、期限日までに振込による年会費の納入が確認されない場合など、何らかの事情で年会費が納入出来なかった場合は、年会費未納者として処理を行います。
- 3ヶ月間年会費未納者の状態が継続した場合は、滞納退会処理を行います。

滞納退会になった場合

- 滞納退会になった場合、年会費未納者は極真会館の登場生としての稽古・昇級・昇段などの各種認定手続きや選手権大会への出場が認められず、その他の会員としての資格を失効します。

5. その他

① 年会費振替月の確認

会員管理部へご連絡下さい。

② 各支部行事（合宿・審査会など）

支部で告知された各種案内については所属支部でご確認ください。

③ 各種変更届け（名前の変更・住所・支払い方法など）

本システム上で変更が可能な情報以外は、会員管理部にお問い合わせ下さい。

④ 休会届

道場を休む間、月会費の振替を中止したい場合は所属の支部へ必ず連絡してください。また、休会の期間中でも総本部への年会費は納入して頂きます。年会費未納の場合は未納分も加算となります。

⑤ ビジター（出稽古）として他支部で稽古される場合

- ・ 会員証及び加入証の提示が必要です。
- ・ 本システムで会員登録を行われた方は、ログイン後の画面が会員証の代わりとなります。
- ・ ビジターとして他支部での稽古出席を希望する場合は、事前に所属支部か出席希望支部へご連絡ください。
- ・ 転勤・転校などによる所属支部移籍希望者は、現在通っている支部へ必ず申し出て、移籍希望の旨を明確にお伝え下さい。
- ・ 移籍希望者は極真会館会員証をお持ちの場合、返却せずに携行して下さい。
- ・ 移籍先がすぐに決まらない場合は、会員管理部までご連絡下さい。
- ・ 移籍先が決定した場合は、移籍希望支部で移籍手続き行なってください。

⑥ 支部のみ退会する場合（会員登録は残す）

事情により支部のみ辞めても会員登録のみ継続が可能です。（年会費は必要）この場合、再入門・移籍の際にかかる費用は必要ありません。（月会費・年会費・メディカルサポート加入料は必要）お問い合わせは会員管理部か所属支部へご連絡下さい。

6. 退会届

- ① 入門後すぐの退会であっても初回年会費は納めて頂きます。

②極真会館を退会希望の場合には、本システムにログイン後「その他 申請など」にアクセスし、「退会申請」が選択されている状態で「新規申請書起票」より申請を進めて頂く事で、所属支部に対して退会の申請を行えます。その後、支部と会員管理部より承認されましたら、退会処理が完了となります。

③年会費の納入期限日より約 40 日前（例：年会費振替が毎年 3/27 の場合 2/16 まで）までの退会申請で、年会費の請求を停止することが可能です。

④上記期日を超過し、退会申請の時点で既に請求が発生していた場合や振込済みとなっていた場合、年会費の請求停止・返金はいりません。翌年からの年会費請求停止となります。

⑤退会申請の承認後、退会の取り消しは原則的に行いません。退会後の入門には再度、**I K O** **ポータルへの登録・入門料・年会費**が必要となりますので、よくご検討の上でご連絡をお願い致します。

⑥会費・月会費の返金はいりません。

上記の休会・移籍・退会について、会員本人または会費決済者が諸手続きを行わなかった場合、納入された年会費・月会費の返金は一切行いません。翌年・翌月からの請求中止となります。

退会申請の承認により会員登録・メディカルサポートの退会処理となりますが、申請の時点で既に年会費・メディカルサポート料が請求・振込済の場合は、翌年の請求分からの請求停止となります。

【問い合わせ先】

- 会員登録（年会費）及び IKO ポータル（操作方法など）に関するお問い合わせ
極真会館会員管理部
TEL. 03-5766-3037（土日・祝祭日を除く、月～金午前 10 時から午後 5 時 30 分まで）

- 極真メディカルサポート
極真会館 医事委員会事務局
TEL. 045-439-5020（水・土・日・祝祭日を除く）

- 月会費・休会・移籍・審査会などに関するお問い合わせ
所属支部（稽古している道場）へご確認ください。

※ お問い合わせ内容が担当窓口でない場合、各窓口におかけ直しいただく場合もありますので予めご了承ください。

個人情報取り扱いに関する重要事項

会員の取扱いについて下記の事項をご確認、ご同意の上、お申込みください。

1. （個人情報の収集・保有・利用）

国際空手道連盟極真会館（以下「弊社」といいます。）は、[会員登録に関する重要事項]に基づき、弊社による会員の管理と弊会の組織活動の案内等の為、以下の情報を保護処置を講じた上で収集・利用致します。

- ① 氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・パスワードなど、所定の用紙に記入または本システムに入力いただいた事項および、その後申告いただいた事項
- ② 本契約に関する申込日、契約日など契約内容に関する事項

③ 本契約に基づく会員の年会費・月会費・メディカルサポート加入料の納入状況

2. (個人情報の利用)

弊会の組織運営のため、または、組織活動のご案内等をするために、上記①②③の個人情報を利用させていただきます。

3. (個人情報の提供・利用)

会員の個人情報は下記の目的で下記の提携会社において利用させていただきます

(1) 年会費・月会費・メディカルサポート加入料の決済の目的

〔提携会社〕 株式会社デジックス

〔本社住所〕 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-8-14 東京建物広尾ビル 9F

〔電話番号〕 03-5421-0120

4. (個人情報の開示・訂正・削除)

会員は弊社および上記 3. に記載した提携会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、弊会は、速やかに訂正または削除に応じます。

5. (利用・提供中止の申出)

上記 2. および 3. の範囲内で弊会が会員の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の弊社での利用・他社への提供を中止する処置をとります。

6. (お問い合わせ窓口)

宣伝印刷物の送付や各種案内の中止の申出や、個人情報の開示・訂正・削除等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は、下記におたずねください。

〒150-0011 東京都渋谷区東 2-16-9

国際空手道連盟極真会館

会員管理部

電話 03-5766-3037

メデイカルサポート制度のご案内

「極真会館メデイカルサポート制度」とは、極真会館会員の皆様が安心して空手活動に取り組めるよう、医療サポートや保険制度等の各種サービスを提供するものです。

- ◆大会における各種医療サービスのご提供
- ◆AED設置の普及促進、アンチ・ドーピング活動など、組織内安全対策の強化・推進
- ◆災害・賠償金補償制度による会員サポート

●パワーアップした補償制度で、いざという時も安心

空手活動中のケガ
行き帰り中のケガ
熱中症、脱水症
細菌性食中毒 etc...



NEW!

急性心疾患
急性呼吸器疾患
低体温症
施設等の不備によるケガ
天災によるケガ

●「ケガしちゃった！」まずはFAXか電話で

①ご連絡

医事委員会へ
FAX : 045-432-5253
TEL : 045-439-5020

②ご案内

お手続きのご案内と、
必要な書類を
お送りします

③ご提出

治療完了後、
必要事項と書類を
ご返送ください

④お支払

規約に基づく
審査の上、見舞金
をお支払いします

【災害補償制度・賠償金補償制度のおもな補償内容】

災害補償制度		
会員が、空手団体活動中および往復中に、急激かつ偶然に生じた事故により被った傷病について補償されます。		
種 類	金 額	見 舞 金 を お 支 払 い す る 場 合
災 害 死 亡 (疾病死亡)	2,000万円 1,000万円	傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
災 害 後 遺 障 害 (疾病後遺障害)	最高2,000万円 最高1,000万円	傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または特定疾病*で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合
入院（1日目から）	日額4,000円	傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数
通院（1日目から）	日額1,500円	入院見舞金が支払われる場合で、傷病の治療のために通院した場合。傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日まで
手術（基礎額）	4,000円	入院見舞金が支払われる場合で、傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、所定の手術を受けた場合。手術見舞金（基礎額）に手術の種類に応じて定めた倍率（各10・20・40倍）を乗じた額（ただし、1回の事故につき1回の手術に限る）
賠償金補償制度		
会員が、空手団体活動中および往復中に、第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。		
対 人 賠 償	被害者 1 名につき 1 億円 / 1 事故につき 5 億円（免責金額なし）	
対 物 賠 償	1 事故につき 1 億円（免責金額なし）	
*特定疾病…「急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）」、「急性心不全等の急性心疾患」、「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」、「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」、「細菌性食中毒」、「日射病・熱射病等の熱中症」、「低体温症」、「脱水症」		